

名古屋市告示第 467号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
アンプルケアステーション	名古屋市天白区荒池一丁目 201番地の 1	令和 6年 4月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課